

単独世帯や核家族世帯、多様な世帯の増加、女性の社会進出
食の外部化の進行 等

一度に多くの園児・
児童・生徒に正しい
教育が可能
多様な世帯の子ども
への介入が可能

家庭での食教育力の限界・低下

公立小学校で
は99%が
完全給食を実施

外部からの支援が必要

教育機関・学校給食での食農教育は、一度に広く食育が可能

- 多様な味・五感を活かせる料理の提供 ⇒ 味覚教育の場
- 共食の場を提供 ⇒ 楽しさの提供
- 食の大切さ(情報)を伝える場 ⇒ 知識の提供

伝統(の味)や食・伝統文化(郷土食・行事食)・地産地消
郷土愛の情勢・地元産業の認知と理解

学校教育における食の指導と栄養教諭の役割

食に関する指導(学校における食育)の推進に中核的な役割を担う「**栄養教諭**」制度が創設され、平成17年度から施行(文部科学省)。

栄養教諭の職務

食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うことにより、地場産物を活用して給食と食に関する指導を実施するなど、教育上の高い相乗効果がもたらされる。

(1) 食に関する指導

- ①肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童生徒に対する個別指導を行う。
- ②学級活動、教科、学校行事等の時間に、学級担任等と連携して、集団的な食に関する指導を行う。
- ③他の教職員や家庭・地域と連携した食に関する指導を推進するための連絡・調整を行う。

(2) 学校給食の管理

- ①栄養管理、衛生管理、検食、物資管理等

...子供に対する食育については、家庭を中心としつつ学校においても積極的に取り組んでいくことが重要です。今後も、栄養教諭が中核となり食育推進体制を確立し、学校・家庭・地域が連携して、次代を担う子供の食環境の改善に努めることが必要です。

また、子供に望ましい食習慣を身に付けさせることは、**次の世代の親への教育**であるという視点も忘れてはなりません。
(文部科学省「食に関する指導の手引き 第2次改訂版H31年3月」)

学校における食育は、食に関する指導によって推進されます。食に関する指導の基本的な考え方、指導方針等を明確にし、**教職員の共通理解を図り、学校給食を生きた教材として活用しつつ、給食の時間はもとより、各教科や外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動といった学校の教育活動全体を通して行われることが必要**です。

食に関する指導は「給食の時間における食に関する指導」、「教科等における食に関する指導」と「個別的な相談指導」に大別されます。
(文部科学省「食に関する指導の手引第4章」より)

学校における栄養教諭の配置状況

表 首都圏の栄養教諭の配置状況(R2年度)

都県	栄養教諭 (人)	栄養教諭 一人当り 学校数	栄養教諭一 人当たり生 徒・児童数	学校数 (校)				児童・生徒数(人)			
				合計	公立小	公立中	義務 教育 学校	合計	公立小	公立中	義務教 育学校
全国	6,652	4.3	1,389	28,894	19,432	9,371	91	9,241,765	6,253,022	2,950,331	38,412
茨城県	163	4.3	1,308	693	468	215	10	213,257	136,594	68,855	7,808
栃木県	91	5.6	1,612	506	348	155	3	146,667	95,698	49,820	1149
群馬県	76	6.2	1,913	468	305	161	2	145,356	95,137	49,453	766
埼玉県	273	4.5	2,026	1225	808	416	1	553,071	366,426	186,455	190
千葉県	303	3.8	1,493	1137	766	369	2	452,508	305,532	146,211	765
東京都	69	27.3	11,931	1883	1267	608	8	823,241	590,289	225,327	7,625
神奈川県	210	6.0	3,064	1256	849	404	3	643,506	442,891	199,073	1,542

資料1：栄養教諭数は文部科学省「栄養教諭の配置状況」(R2年度)

資料2：各都県の公立学校数、児童・生徒数は各県の「学校基本調査」(R2年度)

注1) 学校数は分校も含まれる。

注2) 全国の学校数、児童・生徒数はR1年の数値。

注3) 群馬県の義務教育学校数は中等教育学校の数で、生徒数は前期の生徒数。

配置の基準	
単独調理校	550人以上の学校数×1 550人未満の学校数×1/4
共同調理場	1500人以下×1 1501～6000人×2 6001人以上×3

⇒栄養教諭数は必ずしも十分でない(少ない数に任されている)。

⇒業務過多で指導に十分な時間が確保できない。



⇒教科横断的に実施(各教員・職員との連携)の必要

⇒さらに、自治体やJA等をはじめとする地域の主体との連携が有効

事例: JA千葉中央会 学童農園推進事業 (JA千葉中央・千葉県・館山市豊房小学校)

学校全体でもち米を栽培



全校での学校田の田植え

本事業は、中央会が行政・教育機関との連携を図りながら、県農協農政対策本部の取り組みとして、学童農園事業(稲作)を実施する小中学校等に対し、3年間の助成や農業体験学習の指導、農地や講師の斡旋等を実施。2000年からこれまで148校に対して実施の実績がある。

【取り組みの特徴】

- ・ **学校全体** (全学年) で取り組むプログラム
- ・ 5年生は **教科と深く関連付けた** 重点プログラム
- ・ **教職員・子ども・保護者、地域のJA・生産者・行政** の協働
- ・ 市内の **食品製造業** も協力
- ・ 田植えから収穫まで **年間通したプログラム**
- ・ **教育計画・学校行事・PTA活動** にも位置づけ **継続的活動**

【米作りの学習を通じた効果】

- 季節感を感じ、自然の中の動植物とふれあい、**豊かな情操を育む** ことができた。
- 米作りの **苦労を学び、食べ物を大切にしようという気持ち** が強くなった。
- **世界の食糧事情** にまで興味を広げ、**自主的に調べ学習** を行い発表した児童もいた。
- 保護者や地域の方々に **感謝する気持ち** や、**地区を愛する気持ち** が育った。

写真・資料: JA千葉中央会・館山市立豊房小学校より引用。



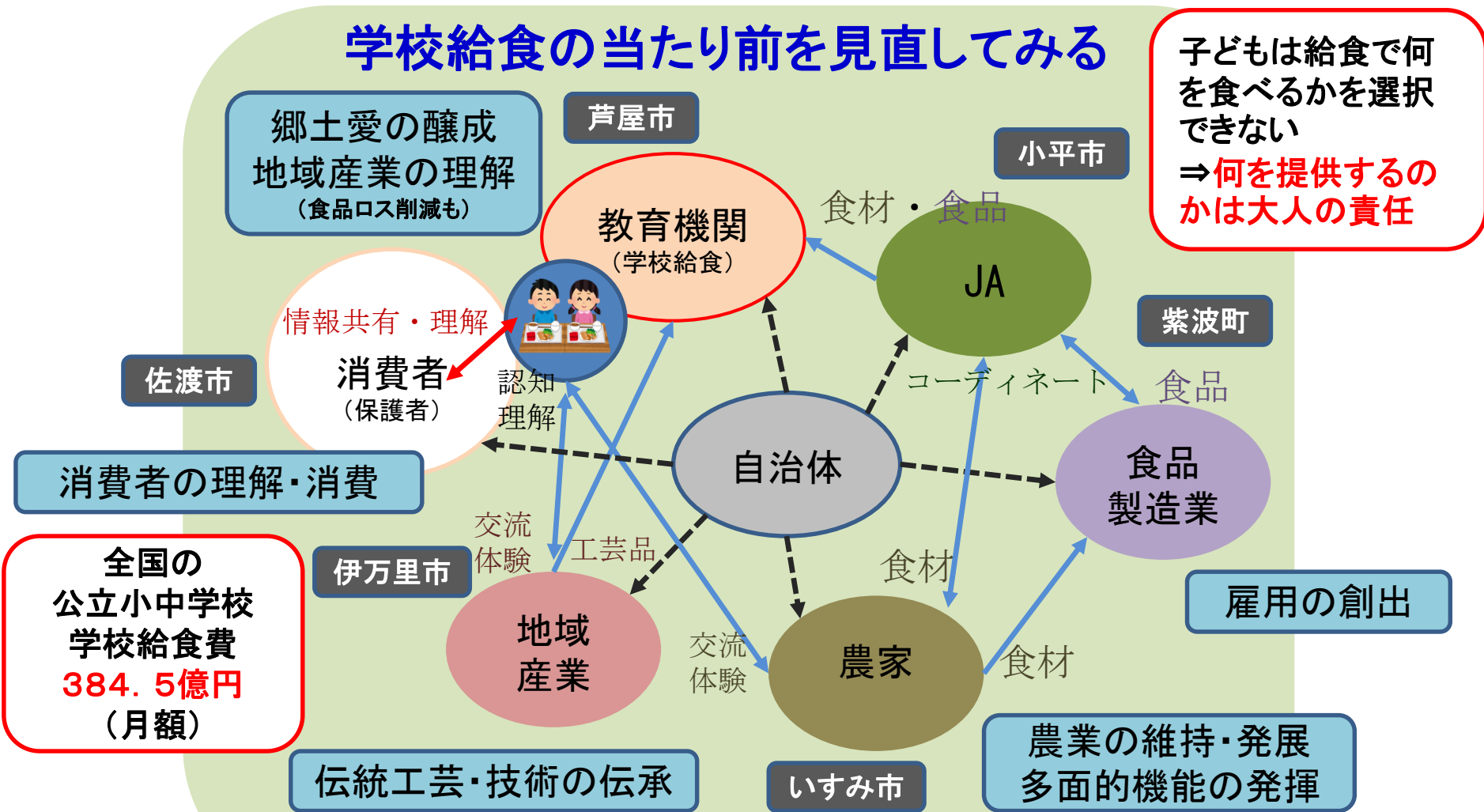
田んぼの先生

地域内主体の連携・教科横断的な食農教育の実施
効果的に教育効果が発揮される

学校教育や学校給食で地域(日本)の当たり前を見直す

「学校給食に地場産を導入する割合30%以上」は未達成 (第3次終了時26.0%)

学校給食の当たり前を見直してみる



自治体、JA、宅配業者等が連携して、地域内、都道府県内、さらには国内など学校給食食材調達ネットワークの構築に期待

第4次食育推進基本計画の具体的目標

第3次からブラッシュアップされたポイント

目標			
具体的な目標値 (追加・見直しは黄色の目標値)		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
1 食育に関心を持っている国民を増やす			
①食育に関心を持っている国民の割合		83.2%	90%以上
2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす			
②朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数		週9.6回	週11回以上
3 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす			
③地域等で共食したいと思う人が共食する割合		70.7%	75%以上
4 朝食を欠食する国民を減らす			
④朝食を欠食する子供の割合		4.6%※	0%
⑤朝食を欠食する若い世代の割合		21.5%	15%以下
5 学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす			
⑥栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数		月9.1回※	月12回以上
⑦学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合		—	90%以上
⑧学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合		—	90%以上
6 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす			
⑨主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合		36.4%	50%以上
⑩主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合		27.4%	40%以上
⑪1日当たりの食塩摂取量の平均値		10.1g※	8g以下
⑫1日当たりの野菜摂取量の平均値		280.5g※	350g以上
⑬1日当たりの果物摂取量100g未満の者の割合		61.6%※	30%以下

目標			
具体的な目標値 (追加・見直しは黄色の目標値)		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
7 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす			
⑭生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合		64.3%	75%以上
8 ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす			
⑮ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合		47.3%	55%以上
9 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす			
⑯食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数		36.2万人※	37万人以上
10 農林漁業体験を経験した国民を増やす			
⑰農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合		65.7%	70%以上
11 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす			
⑱産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合		73.5%	80%以上
12 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす			
⑲環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合		67.1%	75%以上
13 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす			
⑳食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合		76.5%※	80%以上
14 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす			
㉑地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合		50.4%	55%以上
㉒郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合		44.6%	50%以上
15 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす			
㉓食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合		75.2%	80%以上
16 推進計画を作成・実施している市町村を増やす			
㉔推進計画を作成・実施している市町村の割合		87.5%※	100%

地産地消、生産者、環境等を意識した目標設定は、第3次よりも強化された。

第4次食育推進基本計画(R3-R7年度)

農水省資料

食育基本法

- 食は命の源。食育は生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置付け。
- 「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる食育を推進。
- 食育推進会議(会長:農林水産大臣)において食育推進基本計画を策定(平成18・23・28年)
- 地方公共団体には、国の計画を基本として都道府県・市町村の食育推進計画を作成する努力義務

<食をめぐる現状・課題>

- ・生活習慣病の予防
- ・高齢化、健康寿命の延伸
- ・成人男性の肥満、若い女性のやせ、高齢者の低栄養
- ・世帯構造や暮らしの変化
- ・農林漁業者や農山漁村人口の高齢化、減少
- ・総合食料自給率(加リーベ-ス) 38%(令和2年度)
- ・地球規模の気候変動の影響の顕在化
- ・食品ロス(推計) 612万トン(平成29年度)
- ・地域の伝統的な食文化が失われていくことへの危機
- ・新型コロナによる「新たな日常」への対応
- ・社会のデジタル化
- ・持続可能な開発目標(SDGs)へのコミットメント

基本的な方針(重点事項)

<重点事項>

国民の健康の視点
生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

<重点事項>

社会・環境・文化の視点
持続可能な食を支える食育の推進

連携

<横断的な重点事項>

「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進 横断的な視点

・ これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進

食育推進の目標

- ・ 栄養バランスに配慮した食生活の実践
- ・ 学校給食での地場産物を活用した取組等の増加
- ・ 産地や生産者への意識
- ・ 環境に配慮した農林水産物・食品の選択 等

推進する内容

1. 家庭における食育の推進:

- ・ 乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成
- ・ 在宅時間を活用した食育の推進

2. 学校、保育所等における食育の推進:

- ・ 栄養教諭の一層の配置促進
- ・ 学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働

3. 地域における食育の推進:

- ・ 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・ 地域における共食の推進
- ・ 日本型食生活の実践の推進
- ・ 貧困等の状況にある子供に対する食育の推進

4. 食育推進運動の展開: 食育活動表彰、全国食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進:

- ・ 食品の安全性や栄養等に関する情報提供
- ・ 食品表示の理解促進

5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等:

- ・ 農林漁業体験や地産地消の推進
- ・ 持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進
- ・ 食品ロス削減を目指した国民運動の展開

6. 食文化の継承のための活動への支援等:

- ・ 中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース化や国内外への情報発信など、地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
- ・ 学校給食等においても、郷土料理の歴史やゆかり、食材などを学ぶ取組を推進

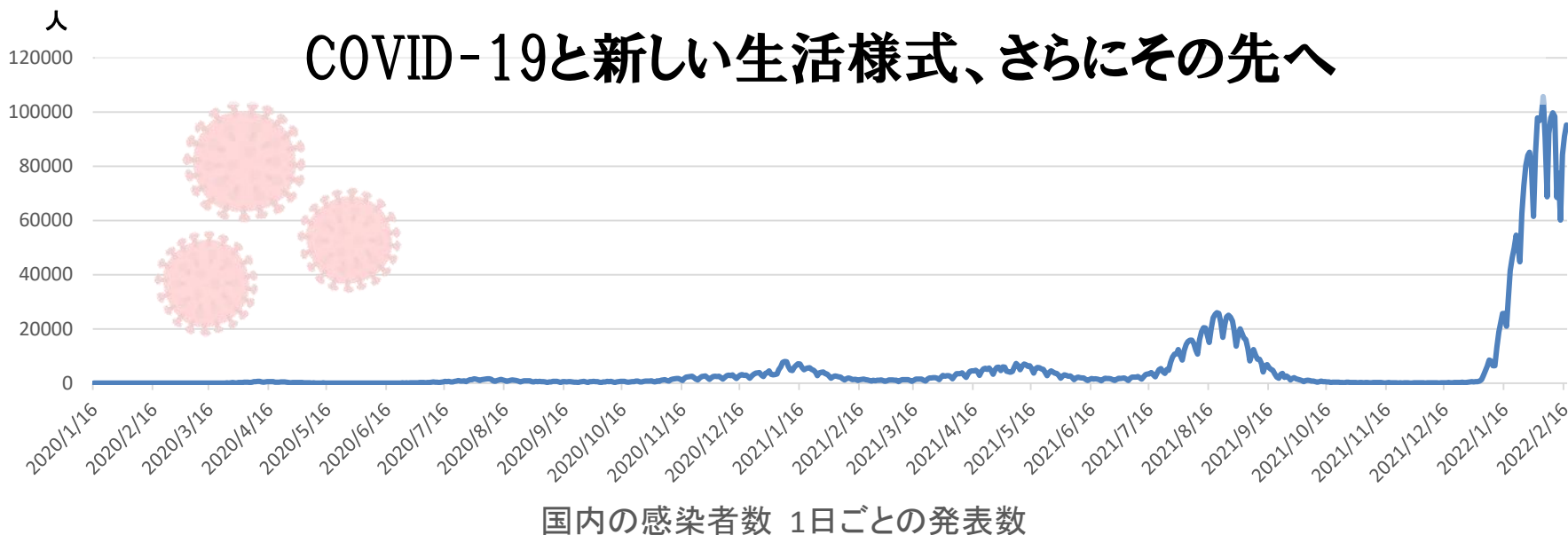
施策の推進に必要な事項

- ①多様な関係者の連携・協働の強化、②地方公共団体による推進計画の作成等とこれに基づく施策の促進 等

食育・食農教育の歩みを止めないために求められるデジタル化の推進

■ 未曾有の経験からさらに進化した食育・食農教育へ

COVID-19と新しい生活様式、さらにその先へ



資料：NHKまとめ

新型コロナウイルス感染拡大により食農教育が困難に
デジタル・リモート・オンラインといった新しいツールを得た
今後も感染症終息の見通しは不明

ZoomやSkype等、ビジネスマンの会議ツールと思っていたものが、
利用方法の工夫と発想の転換で、
「対面だからできなかったこと」から「離れているからできること」へ